

議案第 35 号

北名古屋市国民健康保険税条例の一部改正について

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 30 年 6 月 5 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正等に伴い、課税限度額、低所得者世帯に対する国民健康保険税の軽減判定所得の基準等を見直すため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北名古屋市国民健康保険税条例（平成18年北名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第23条各号列記以外の部分中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「490,000円」を「500,000円」に改める。

第24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第23条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（適用区分）

第2条 改正後の第2条及び第23条の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。